

特定公共賃貸住宅

入居申込案内

令和3年9月

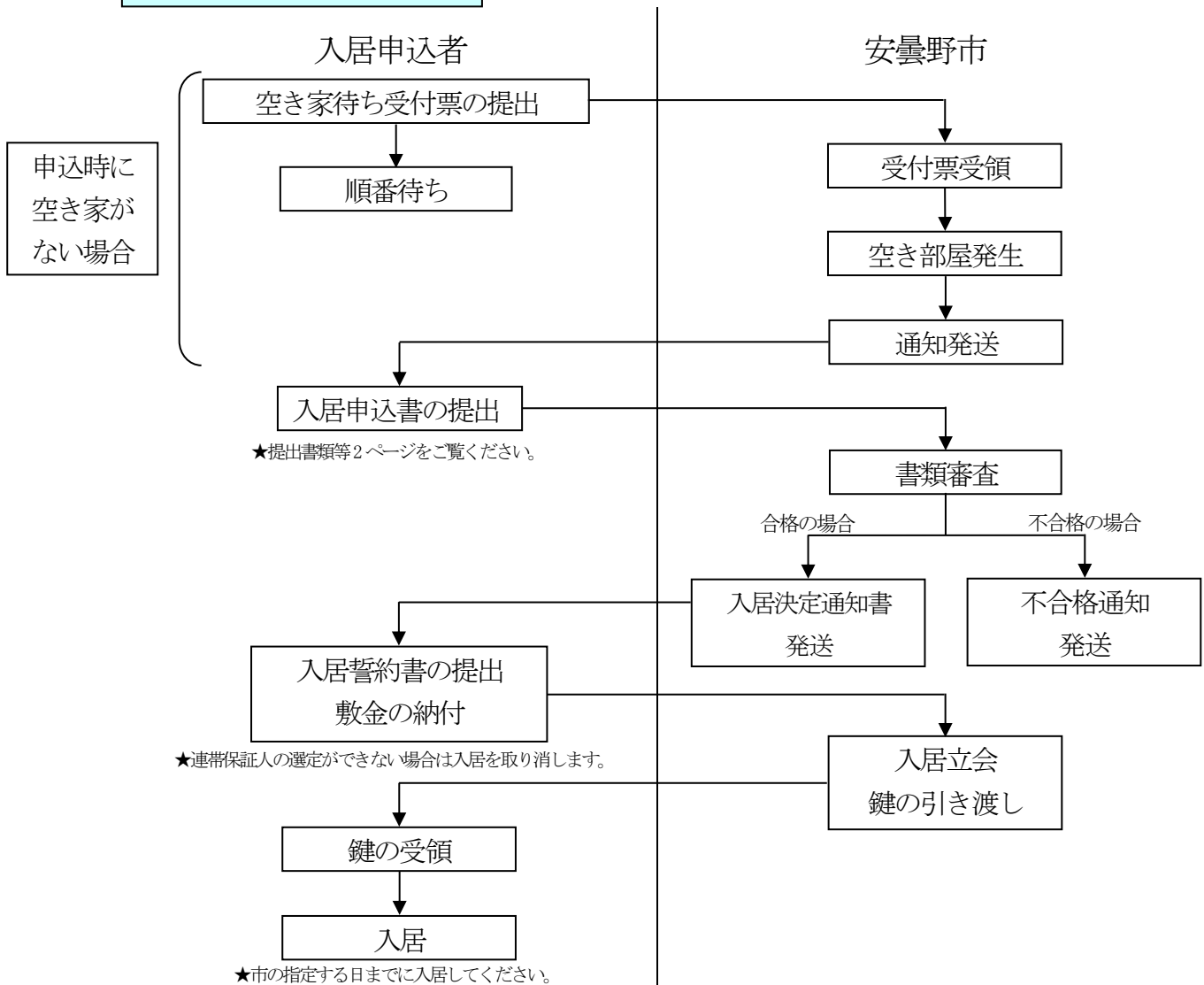
安曇野市

安曇野市特定公共賃貸住宅（特公賃）とは・・・

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、市が国の補助を受けて建設・供給する住宅で、収入所得要件を市営住宅等よりも上に設定する中堅所得のファミリー向け賃貸住宅です。

入居までの流れ

★本書の内容を熟読のうえお申込みください。



ご了解事項

- ☆ この「入居案内」をよく読んで、入居申込書は正確に記入してください。
- ☆ 空き家が出た場合も災害などにより特別に入居が必要な方を優先することがあります。
- ☆ 入居に際しては、地域の「自治会」「区」への加入が条件となります。
- ☆ 犬・猫などペットの飼育に関して一切許可しておりません。
- ☆ 募集する住宅は、新築ではないため、多少の傷、汚れ等があります。
- ☆ 入居者又は同居する親族が暴力団員であることが判明した場合は、入居決定をしません。

- 1. 受付場所** 安曇野市都市建設部建築住宅課住宅係
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
電話 0263-71-2245 (直通)
※各支所での受付はしません。※申込書類はお返ししません。
- 2. 受付時間** 午前8時30分 ~ 午後5時15分 ※但し、土・日・祝日を除く平日のみ
- 3. 入居資格**

次の要件をすべて満たしていることが条件です。

- ① 市区町村税の滞納がないこと
(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等)
- ② 自ら居住するための住宅を必要としていること (持家のある方は申込できません。)
- ③ 同居または同居しようとする親族があること (単身では申込できません。)
(婚約者も含む。ただし、入居後3ヶ月以内に婚姻届を提出する方に限ります。)
- ④ 所得が基準にあうこと
平均所得月額が158,000円以上487,000円以下の方が該当します。(6ページ表1参照)
- ⑤ 暴力団員でないこと

※ 連帯保証人 (5ページ参照) の選定ができない場合、資格を取り消すことがあります。

4. 申し込みに必要なもの

提出書類	摘 要
入居申込書	受付窓口備え付けのもの (申込者の自書が必要) ※記載されたマイナンバーについて本人確認を行います。
同意書	受付窓口備え付けのもの (申込者、同居予定者の自書、捺印が必要)
住民票	入居予定世帯全員の記載があるもの (結婚予定で申込の場合は、双方分) ※マイナンバーを記載した場合は不要
市税の滞納がない証明書	入居予定者全員の市区町村税 (市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等) について ※入居申込日から遡って過去2年以内に転入・転出があった場合には、全ての住所地の市町村から取得する必要があります。 ※同意書の提出により、安曇野市が発行する滞納がない証明書のみ提出を省略可能。

所得・課税・扶養証明書	入居される方の内 16 歳以上の方全員分の最新のもの (高校生を除く) ※マイナンバーを記載した場合は不要
その他事実を証する書類	該当する方 (婚約証明書、勤務証明書など)
※空き家待ちをしていた場合 空き家待ち受付票	受付窓口備え付けのもの (申込者の自書が必要)

※各種証明書の発行場所については、建築住宅課窓口でお尋ねください。なお、収入を証する書類については申込みされる時期によって、源泉徴収票の写しもあわせて提出していただく場合があります。

－ 入居申込書にマイナンバーをご記入いただいた際の本人確認について －

入居申込書にマイナンバーをご記入いただき、同意書をご提出いただくことにより、所得・課税・扶養証明書等のご提出が不要となりました。

マイナンバーが記載された入居申込書をご提出いただく場合には、本人確認が必要となります。「個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票（写しでも可）、個人番号が記載された住民票記載事項証明書」のいずれかの個人番号が確認可能な書類と本人の身元確認が可能な身分証明書をお持ちの上、窓口にお越しください。

また、入居申込者及び同居予定者以外の方が入居申込書類を提出する場合は委任状が必要となりますので事前にご相談ください。

提示書類	提示対象者等	提示書類
個人番号が記載された公的な確認書類	入居を予定している方全員分	「個人番号カード」、「※1通知カード」、「個人番号が記載された住民票（写しでも可）」、「個人番号が記載された住民票記載事項証明書」
届出者（入居申込者）の身元確認のため必要となる書類	入居申込者	1点で身元確認を行う場合（顔写真あり） 「個人番号カード」「運転免許証」、「パスポート」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等のうち1点
		2点で身元確認を行う場合（顔写真なし） 「被保険者証」、「年金手帳」、「保険医療機関等の診察券」、「児童扶養手当証」、「特別児童扶養手当証書」「年金証書」、「金融機関等が交付したキャッシュカード」、「金融機関等が交付した通帳」等のうち2点

※1 「通知カード」は令和2年5月25日以前までに交付、再交付、記載変更を行ったものに限ります。次の場合は番号確認書類として利用できません。

- ・ 5月25日以前までに改姓や転居等があり、通知カードの記載の変更手続きを行っていない場合
- ・ 5月25日以後、改姓や転居等により通知カードの記載事項に変更があった場合

5. 募集团地の内容

団地名	所在地	間取り	家賃月額	建築年	構造	駐車場 (1台当月額)	備考
追分団地	穂高 北穂高	3LDK	50,000 円～ 72,000 円	H16	耐火 2階建	2,090 円 1世帯2台	公共下水道 LPガス 共益費有
塔の原 団地	明科 中川手	3LDK	62,000 円	H15	耐火 2階建	1,570 円 1世帯2台	公共下水道 オール電化 共益費有

6. 入居手続きに必要な書類

申込書類審査の結果、入居決定通知を受けた方は、以下の手続きをしていただきます。

①入居誓約書の提出

■入居誓約書

■添付書類（申込者本人）

・印鑑登録証明書 1通

■添付書類（連帯保証人 2名）

・印鑑登録証明書 1通

・所得証明書 1通

・住民票（個人） 1通

・市税の滞納がない証明書 1通

☆市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）についての滞納がない証明書。入居誓約書提出日から遡って過去2年以内に転入・転出があった場合には、全ての住所地の市町村から取得する必要があります。

※ 連帯保証人は2名で、次の要件が必要です。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 成年被後見人または被保佐人でないこと。

(3) 独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入があること。(所得額で150万円以上)

(4) 65歳以下で、市区町村税の滞納がないこと。

②敷金の納入 家賃の3ヶ月分

※ 入居誓約書の提出、敷金の納入の確認ができずと部屋のカギをお渡しできません。

また、連帯保証人等で不備があった場合、入居決定を取り消すことがあります。

7. その他

(1) 家賃は、毎年の収入申告に基づき翌年度分を決定しますので、収入の増減により家賃額が増減する場合があります。(追分団地の場合)

(2) 安曇野市特定公共賃貸住宅は、さまざまな方が入居する集合住宅です。犬猫などペットの飼育禁止など、お互いの快適な団地生活のためのルールを遵守することをご理解のうえ、入居を申し込むようお願いします。

入居基準所得計算表

控除の種類	控除の内容及び金額	
親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族がいるとき ※収入の有無にかかわらず控除されます。 380,000円 × () 人 =	円
70歳以上の同一生計配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の同一生計配偶者がいるとき 100,000円	円
老人扶養対象	扶養親族のうち年齢70歳以上の老人扶養者がいるとき 100,000円 × () 人 =	円
特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人がいるとき 250,000円 × () 人 =	円
障害者控除	入居者、同居者及び扶養親族に障害者がいるとき 270,000円 × () 人 =	円
特別障害者控除	入居者、同居者及び扶養親族に特別障害者（身障1・2級、精神1級・知的重度など）がいるとき 400,000円 × () 人 =	円
計		(イ) 円
基礎控除	入居者及び同居者に給与所得または年金所得があるとき ※その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除されます。 100,000円 × () 人 =	円
寡婦控除	入居者及び同居者が寡婦の場合 ※申込者の所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除されます。 270,000円	円
ひとり親控除	入居者及び同居者が扶養する子のいるひとり親の場合 ※申込者の所得が35万円未満のときは、その所得額のみ控除されます。 350,000円	円
※(ロ)は申込者本人及び同居予定親族が該当する場合のみ控除します。		計 (ロ) 円

扶養に関する控除金額(イ) その他該当する控除額(ロ) 控除合計額(ハ)

$$\boxed{} + \boxed{} = \boxed{} \text{円}$$

世帯の所得金額				
申込者の所得金額	同居者の所得金額	+	=	世帯の年間総所得額(二)
		-	=	控除額合計金額(ハ)
		-	=	世帯の年間総所得額(二)

世帯の年間総所得年額(二) 世帯の所得月額

$$\boxed{} \text{円} \div 12 = \boxed{} \text{円}$$

※世帯の所得月額が158,000円以上487,000円以下の場合に申込ができます。

※所得金額とは・・・給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄記載の金額のことです。また、自営業者の方は年間の総収入額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

下記の文書が入居誓約書の写しとともに連帯保証人に送付されますのでご承知おき下さい。

様式第4号の2（第8条関係）

第 号
年 月 日

連帯保証人

様

安曇野市長



特定公共賃貸住宅入居に伴う連帯保証人の承諾について

年 月 日に提出された入居誓約書に基づき、安曇野市は 様を
様が特定公共賃貸住宅 団地・第 号に入居される際の連帯保証人として承諾す
ることを通知いたします。

つきましては、 様が退去されるまでの間、入居時に誓約された事項につい
て生じた一切の債務を連帯保証していただくものとします。

下記に連帯保証人に協力いただく、又は債務を負担していただく可能性のある事例を記
載しますので、ご一読ください。

記

- 1 入居者が何らかの事情により家賃（月額 円）、駐車場料金（月額 円）を3
月以上滞納した場合は、入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がな
い場合には、代わりに滞納家賃を納入すること。
※家賃は入居者の所得により、変動することがあります。また、駐車場料金は駐車台
数により変動することがあります。
- 2 入居者が市に無断で退去した場合は、入居者の代わりに退去修繕（畳の取替え等）
を実施するほか、置き去り品等については責任を持って引き取ること。
- 3 その他、入居者又は同居者が安曇野市特定公共賃貸住宅条例に反し、市若しくは近
隣入居者等に著しく迷惑を掛けた場合は、必要に応じ市と協力の上解決を図るととも
に、損害が生じた場合はその補償を行うこと。
- 4 連帯保証人は、入居誓約書に定めのない事項や記載内容の解釈について、疑義が生
じた場合には、民法、公営住宅法、安曇野市特定公共賃貸住宅条例その他の関係法令
及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決に協力すること。

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市都市建設部建築住宅課

住宅係 TEL 0263-71-2245（直通）